



<品川区>

令和8年度児童指導採用PR

シナガワクレイワハチネンドジドウシドウサイヨウピーアール

1.概要

◇募集期間

令和8年6月30日(火) 8時30分～

令和8年7月31日(金) 17時【受信有効】

◇採用予定数

5名程度

◇選考方法

第一次選考：作文のみ

第二次選考：体力測定、グループワークおよび面接

◇申込方法

区HPからのネット応募



2.PRポイント

2025年版共働き子育てしやすい街ランキング総合編

全国1位の品川区で子育て支援の仕事をしませんか？

◇都内でも少ない児童指導だけの採用選考！

保育士採用選考とは別に、児童指導だけの採用選考を実施しているので、児童指導職を目指している人には希望を叶えることができます。

児童センター・すまいるスクール・一時保護所といった多様な職場環境があるので、各自のスキルを活かせます。

◇採用選考が受験しやすくなりました！

今年度より第一次選考は択一試験がなくなり、作文のみを実施。

保育士資格のない方でも受験可能です。(5.受験資格を参照)

◇人材育成(研修)に力を入れています！

児童指導専用の研修体制があり、より実践的な研修が受けられます。経験やスキルに応じた職層ごとの研修も充実しています。地域特性に応じた様々な館運営や公立ならではの他機関との連携等、経験豊かな先輩職員が培ったノウハウを実践しながら学べます。

◇福利厚生の実施！

年次有給休暇20日(時間単位での取得も可能)、夏季休暇5日など多様な休暇制度あり産休・育休も取りやすく、勤務時間を短縮できる部分休業もあり、子育ても安心です。

公平な昇任制度により若手も活躍しやすく、仕事の幅も広がります。



3.勤務場所について

◇児童センター

全国的には児童館といわれる、児童の健全育成を目的にした施設です。

区内には25館の児童センターがあり、0歳から18歳のお子さんとその保護者が利用できます。

中高生を対象にスポーツ・音楽活動に力をいれた「ティーンズプラザ」事業、5月にしながわ中央公園で開催する全館合同事業「わっくわくランドしながわ」等、多彩な運営をしています。

◇すまいるスクール

「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」を一体的に運営する、品川区の「全児童放課後等対策事業」です。

クラス・学年を超えた様々な交流や体験ができる子どもたちの放課後等の居場所で、区内37小学校全てで実施しています。

◇一時保護所

様々な事情により保護を必要とするお子さんを、一時的にお預かりする児童相談所の施設です。一緒に遊んだり生活指導を行ったりしながら、子どもの安心・安全を守ります。



4.品川区で児童指導としてはたらく先輩の声！

児童センター2年目 女性職員Sさん



Q.品川区に「児童指導として」入区したいと思ったキッカケ

児童センターは、赤ちゃんから高校生の子どもたちが共に遊べる場所です。入区前子どもたちが一番楽しめるように仕掛けていく職員の姿をみる機会があり、自分自身も幅広い年齢の子どもたちの刺激を受けながら、共に活動していきたいと思い、児童指導員として入区を決めました。

Q.児童センターで働いていて楽しいこと・嬉しいこと

自分が考えた活動を利用者と一緒に楽しむことができ、利用者から「面白かった」「また、やりたい！」という声を頂けることでやりがいを感じます。子どもたちが自主的にイベントを企画し、活躍している姿、その企画を楽しんでる子どもたちの様子が見られるのが嬉しいです。

Q.これから児童指導採用選考受験を考えている方へひとこと！

各館特色があり、子どもたち、職員もいろんな経験ができる環境です。最初は覚えることが多く、不安に感じることもあるかもしれませんが、先輩職員がサポートしてくれるので一歩ずつ成長していけます！

Q.品川区に「児童指導として」入区したいと思ったキッカケ

自分が生まれ育った地域で、子どもの頃は児童センターやすまいるスクールを利用していました。今度は自分が子どもたちを支える立場として貢献したいと思い志望しました。

Q.すまいるスクールで働いていて楽しいこと・嬉しいこと

子どもたちの日々の成長を感じられることにやりがいを感じています。また、保護者や地域の方々子どもたちを支えていけることにも楽しさを感じています。

Q.これから児童指導採用選考受験を考えている方へひとこと！

自分らしく楽しく働くことができます！大変なこともあります、その分子どもたちとの関わりの中で得られる喜びも大きいので、ぜひ挑戦してみてください！

すまいるスクール2年目 男性職員Tさん



5.受験資格について(児童指導員の資格要件) (①～⑪のいずれか)

- ① 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- ② 社会福祉士の資格を有する者
- ③ 精神保健福祉士の資格を有する者
- ④ こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
- ⑤ 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑥ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
- ⑦ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑧ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑨ 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- ⑩ 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの
- ⑪ 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの